

阪南市男女共同参画推進条例 ー解説付きー

(前文)

日本では、憲法に個人の尊重、法の下での平等として男女の性別などによる差別の禁止がうたわれており、男女平等社会の実現に向けた取組が国際社会の動きに合わせて、男女共同参画社会基本法の制定などにより進められてきました。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律などが制定され、男女平等を妨げる要因をなくしていく制度も整えられてきています。

阪南市においても、平成9年に「阪南市女性行動計画(サラダプラン)」を、平成19年に「阪南市男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するための様々な施策に取り組んできました。また、平成24年には「阪南市DV根絶宣言」を行い、市民と協働して、DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとするすべての虐待に終止符を打つための取組を進めています。

しかし、社会では、未だに「男性は仕事、女性は家庭」というような性別による決めつけた役割分担の意識などが存在しています。また、配偶者からの暴力など解決しなければならない課題も多く残されています。

阪南市が、このような課題を解決し、おもいやりとふれあいがあふれる人権が尊重されるまちとなるよう、市や市民、事業者、教育関係者のみんなが一緒になって、お互いさまを合言葉に、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

【解説】

前文をおき、条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性を明記し、男女共同参画の推進の決意を示すことにより、市民に条例の重要性や基本理念の理解を求めるとして

います。
本市の特徴として、条例を制定するに至った社会的背景に配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の存在を挙げ、市と市民等が協働して、みんなが一緒になって、こうした課題を解決し、人権が尊重されるまちづくりをしていくことが男女共同参画の推進にとって重要であることを盛り込みました。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について、基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

【解説】

この条文は、この条例の目的について定めています。この条例は、男女共同参画推進の基本理念、市の責務や市民等の役割、男女共同参画施策の基本的事項を定めて、それを推進し、男女共同参画社会を形成することにあります。つまり、男女共同参画社会の形成に向けて、市や市民等がどのように取り組むべきかの基本的な方針を示すことを本条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に成果及び利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる場において教育に携わる者をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を含む。以下この号において同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者からの、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校その他の社会的関係において、相手の意に反した性的な言葉や行為によって、当該言動を受けた者に苦痛若しくは不快感を与え、又は性的な言葉や行為を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) 積極的格差改善措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (9) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。
- (10) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

【解説】

この条文は、この条例内に使用されている、あまりなじみのない用語やその内容を明確にしておく必要がある用語の意義を定めています。

- (1)「男女共同参画」は、どのようなものなのか、人によって概念や解釈が異なるため、明確化し

ています。「自らの意思」は、強制によるものではないということを意図し、「共に責任を担う」は、性別によって責任に差が出るのではなく、対等な関係の下で共に責任を担うことを示しています。

(2)「市」は本市の最高規範である「阪南市自治基本条例」に定めている「市」と同じ定義としています。

(3)「阪南市自治基本条例」の規定では「市民」には、「事業者」を含んでいますが、男女共同参画の推進に当たっては、事業者の果たす役割が大きいことから、事業者を別に定義することとしました。

(4)「事業者」には、営利目的の事業者(民間企業など)、営利目的ではない事業者(NPO法人など)など、事業活動を行うあらゆる個人、法人、団体を含んでいます。本条例の趣旨を実現していくためには、職場をはじめ、社会のあらゆる場において、企業や事業活動を行う事業者の協力が不可欠です。このことから、広い概念で事業者を捉えています。

(5)「教育関係者」は、公立、私立を問わず、市内において学校教育に携わっている人だけでなく、地域等で社会教育に携わっている人も含んでいます。また、男女に関する意識は、子どもの頃から大人の言動に影響を受けることが多いとされており、家庭において教育をする人も含んでいます。

(6)「ドメスティック・バイオレンス」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律によれば、配偶者、元配偶者、内縁関係のある者、内縁関係にあった者、交際関係のある同居者からの暴力とされており、暴力には身体的暴力の他、精神的暴力等があります。

(7)「セクシュアル・ハラスメント」は、社会的に認知されていますように、相手の意に反した性的な嫌がらせを行い、不快感を与えることなどを言います。

(8)「積極的格差改善措置」は、「ポジティブ・アクション」ともいい、職場や地域、学校、家庭など、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会について、男女間に格差がある場合、それを改善するため、男女のいずれか一方に対して積極的に機会の提供を行う暫定的な措置をいいます。また、過剰な積極的格差改善措置により、極端な現象を生じることのないように「必要な範囲内において」としています。

(9)「性的指向」は、いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかの概念で、一般的に異性だけを対象とする場合を「異性愛」、自分と同じ性を対象とする場合を「同性愛」、男女両性を対象とする場合を「両性愛」と呼んでおり、無意識に形成されるとされています。

(10)「性同一性障害」とは、身体的な性と自らが認めている性とは一致しておらず、性の同一性を欠いた状態をいいます。性同一性障害を持つ人は、戸籍上の性別と社会生活における性別が異なることなどから、精神的な苦痛を感じ、周囲の偏見にさらされるなど、社会において、様々な課題や悩みを抱えながら生活しています。なお、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、平成16年7月に施行され、一定の要件を満たせば、性同一性障害者の法令上の性別の変更が認められることになりました。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられること、性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないようにされること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は市民、事業者及び教育関係者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、あらゆる分野における活動に参画できるようにされること。
- (6) 男女が、それぞれの身体的特徴及び心身の変化についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思が同等に尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにされること。
- (7) 男女間におけるあらゆる暴力は、互いの人権に対する侵害行為であることから、これらのあらゆる暴力が根絶されること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における理念及び情勢と密接に関連していることから、その動向に留意して行われること。

【解説】

この条文は、男女共同参画を推進するに当たっての基本的な理念を定めています。

(1) 男女共同参画社会は、「男だからこうすべき」「女だからこうすべき」ではなく、性別に関係なく、その人らしい生き方が尊重される社会です。基本理念の根本は、個人の尊厳の重視であり、人権の尊重です。性別や性的指向を理由とした直接的な差別はもとより、表面的には男女で異なる扱いを行っていない場合でも、結果として男女間に不利益を与える間接的な差別をしないことが重要です。

(2) 生物学的性別と自身が認める性別が一致しない方がいます。こうした性同一性障がいや性同一性障害を有する人をはじめ、あらゆる人の人権が尊重され、配慮されることが大切です。

(3) 男性も女性も一人ひとりが個性を発揮して、いきいきと暮らせる社会が男女共同参画社会です。「男だから・・・」「女のくせに・・・」といった性別による固定的な役割分担意識が、個々の望む生き方を自由に選択できなくなるようなことがないように配慮されるべきです。

(4) 市や行政組織だけでなく、あらゆる社会において、男女が企画立案から方針決定に至るまでの過程に対等な立場で参画し、意見等を反映させる機会を確保することが重要です。

(5) 家庭においても、「男は外に出て働き」「女は家事や育児、介護をする」といった固定的な役割分担意識をなくし、男女が「相互の協力」により、就労や家庭生活をともに担い、あらゆる分野の活動に参加できるようにすべきです。また、「社会の支援の下」とあるのは、これらの相互協力がな

されやすいように、男女ともへの就労や子育て支援の環境整備が必要であることを示しています。

(6)男女がお互いの性差を十分に理解しあい、思春期、高齢期など生涯を通じて異なる健康上の問題について留意し、健康的な生活を送ることが必要です。とりわけ、妊娠や出産に関する事項については、母体保護の観点からも、その身に妊娠・出産を担う女性の意思を尊重することが重要です。

(7)ドメスティック・バイオレンス等の暴力行為は、大きな人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因です。これらの暴力行為が根絶されるよう、取組みを進めることが必要不可欠です。

(8)前文にあるように、男女共同参画の推進は、国連や世界の情勢と大きく関連しています。今後も、これらの動向を注視しながら、取組みを進める必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するとともに、市民、事業者及び教育関係者と協働して取り組まなければならない。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進のために体制及び環境を整備し、その他の必要な措置を講じるように努めなければならない。

【解説】

前文に明記していますように、男女共同参画の推進は、市、市民、事業者、教育関係者が協働して取り組むことが必要です。このうち、この条文では、市の責務を明確にしています。第1項では、市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定して実施する義務があることを、第2項で、その実施に当たっては、国や府、他市町村等と連携し、市民等と協働して行う必要のあることを定めています。また、第3項では、施策推進のために市は様々な環境整備、例えば、市役所における男女共同参画推進のための職場づくり等を行うよう求めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条文は、市民の役割を明記しています。市は「責務」となっていますが、市民の場合は「役

割」とし、市民自らが主体的に男女共同参画を推進するという意味を含んでいます。市民が男女共同参画について、市民自らが積極的に理解、推進に努め、市と協力をするといった主体的な取組みを期待しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場その他の活動の場における男女の対等な参画の機会の確保に努めるとともに、家庭生活との両立を支援するための環境整備に努めるものとする。

【解説】

この条文では、事業者の役割を定めています。男女共同参画の推進に当たっては、職場をはじめ、社会のあらゆる場において、企業や事業活動を行う事業者の協力が必要で、不可欠です。このように、事業者は、その果たすべき役割が大きいことから、条文に明記し、その主体性、積極性に期待することとしています。また、多様な働き方や生き方が選択でき、職場と家庭の両立ができるよう支援すること―ワーク・ライフ・バランス―の重要性、必要性を事業者が認識し、その環境を整えられたいということを示しています。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮した教育により、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条文では、教育関係者の役割について明記しています。市民と同様に「役割」とし、教育関係者の主体性を期待しています。この教育関係者には、第2条の定義のとおり、学校教育の関係者だけでなく、家庭や地域、職場などあらゆる場において教育に携わっている人を含んでいます。これらの教育関係者は、将来を担う子どもたちをはじめ、家庭や地域、職場など、あらゆる場において教育を受ける人が、男女共同参画に関する正しい理解に基づいた教育を受けることができるように、自らが男女共同参画の理解を深め、第3条の基本理念を十分に踏まえた教育をなされたいという考えです。

(協働)

第8条 市、市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画の推進に当たっては、協働してこれに取り組むものとする。

【解説】

男女共同参画の推進は、市や市民、事業者、教育関係者がそれぞれ単独でなされるものではなく、それぞれの主体が社会で果たす役割を踏まえ、互いに連携し、協働して取り組むことが必要であることを定めています。

(性別等による差別的取扱い等の禁止)

第9条 すべて的人是は、あらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別又は性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることによる人権侵害

【解説】

この条文では、性別等による差別の禁止について定めています。性別に基づく差別はもとより、ドメスティック・バイオレンス等の暴力行為は、深刻な人権侵害行為で、男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因です。どのような人も、いかなる場合においても、こうした行為を行ってはならないとすることで、その決意を示しています。

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 すべて的人是は、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間における暴力を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

【解説】

この条文では、基本理念に反するような情報を公衆に公示しないようにすることを定めています。性別による固定的役割分担意識やドメスティック・バイオレンス等の暴力行為を助長、連想させるような表現を、行政はもとよりすべての人が行わないよう配慮することを求めています。憲法に規定される「表現の自由」は尊重されるべきものであることから、配慮として理解を求めるものとなっています。

(基本計画)

第11条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する阪南市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 市長は、基本計画の実施状況について、定期的にその概要を公表するものとする。

【解説】

この条文では、男女共同参画推進の基本計画策定について定めています。市は、男女共同参画の推進を図るための基本計画を策定することを義務付け、策定に当たっては、男女共同参画推進審議会の意見を聴くこととし、学識経験者をはじめ、幅広く意見を聴取するとともに、パブリックコメント等の実施により、市民の意見が反映させることとしています。さらに、基本計画に基づいて実施した取組み状況を公開することとしています。

なお、附則で、平成19年度に策定をした現行の「阪南市男女共同参画プラン」をこの基本計画として位置付けることを明記しています。これは、同プランに示されている内容がこの条例案の基本理念に沿っており、また同プランの策定に当たっては、学識経験者や市民の参画を得て、広く意見を聴いて行っており、本条文の要件を満たしていることによるものです。

(広報啓発等)

第12条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、相談体制、支援策その他必要な情報の提供を行うものとする。

【解説】

この条文では、広報や啓発事業の実施により、市民の理解を深めるための措置を定めたものです。男女共同参画の推進は、市だけでなく、市民や事業者、教育関係者が協力して進めていくべきものであることから、男女共同参画の推進に関する施策や取組みについて、十分な理解を求めする必要があります。このため、市が啓発や広報活動等を積極的に行うとともに、相談体制等の支援策を整備し、その情報提供を行うよう定めたものです。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

【解説】

男女共同参画の推進施策を効果的に行うためには、基本理念に示しているように、国際連合や世界の情勢を注視するとともに、国内の動向や市の他の施策の進捗状況等にも留意する必要があります。また、市民の意識などを的確に把握し、それを反映することも重要です。こうした調査や分析、研究などを行うことを定めています。

(附属機関等における委員の構成)

第14条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の比率がいずれか一方に偏らないよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に当たっては、市の政策決定を行う場合に附属機関等、第三者の意見を聴くに当たって、男女の参画機会を均等にするという観点が必要です。このため、市の設置する附属機関等においては、男女の委員数の均衡に配慮するよう努めることを定めています。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

前文にも明記していますように、男女共同参画の推進に当たっては、市は、市民や事業者、教育関係者と協働して取り組むことが必要です。このため、市は男女共同参画に関する市民の活動を支援することとしています。

(意見及び提案等)

第16条 市長は、市民、事業者及び教育関係者から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見又は提案を受けたときは、迅速かつ誠実に応答することとする。

2 市長は、前項の規定による意見又は提案を受けた場合において必要があると認めるときは、第18条に規定する阪南市男女共同参画推進審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条文は、市民や事業者、教育関係者から、市の行う男女共同参画の推進施策などに対する意見や提案を受けたときは、市長は迅速、誠実に対応することとし、その内容を検討したうえで、必要があれば男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要な対応をすることとしています。

(被害の防止及び相談への対応)

第17条 市長は、第9条に規定する行為を防止するため、必要な施策を積極的に講じるものとする。

2 市長は、市民から第9条に規定する行為について、被害の相談を受けたときは、国等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応し、被害者の支援に最大限努めるものとする。

【解説】

市長は、性別による差別をはじめ、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害や男女共同参画の推進を阻害する行為を防ぐための施策を積極的に行うこととしています。また、市民からこれらの行為による被害の相談があった場合、市は、迅速、適切に関係機関と連携して、できる限りの対応に努めることとしています。

(男女共同参画推進審議会)

第18条 男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を聴くため、阪南市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、学識経験者、公募市民及び公共的団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条文は、「阪南市男女共同参画推進審議会」の設置を定めたものです。この審議会は、第11条に定める基本計画の策定や第16条に定める市の施策等に対する意見や提案といった申出への対応など、男女共同参画の推進に関する重要事項について意見を聴くための組織です。この審議会では、意思決定や政策決定過程への男女の参画機会を均等にするという観点から、委員数の均衡に配慮することを定めています。なお、この条文に規定のない審議会の組織や運営について必要な事項は、規則で別に定めます。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項については、市長が規則などで定めるとしています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第11条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表人権擁護に関する審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画推進審議会委員	〃 6,500円	〃
---------------	----------	---